

「空き家バンク制度」の流れ

事業者の登録手続き

★宅地建物取引業協会の事業者登録と仲介等について

①	★事業者登録	★空き家バンク制度にご協力いただける事業者から町に登録申請をしていただきます。 「空き家バンク制度事業者登録申請書」(要領様式第1号)を提出します。
↓		
②	★物件の担当事業者の決定	★物件を担当する宅建協会の事業者を選定します。 ★決定した事業者を町に報告して頂きます。 ★物件の現地確認や情報収集等を行います。
↓		
③	★所有者から担当業者に依頼	★物件の所有者から町を経由して担当業者に「空き家バンク制度の仲介に係る協力依頼書」(要領様式第6号)を提出します。
↓		
④	★空き家バンクの登録物件の紹介等	★購入や賃借を希望する方に登録物件の紹介を行います。 ★売買や賃借等の交渉・連絡調整を行います。
↓		
⑤	★物件についての状況報告	★物件の相談状況等について町に報告します。
↓		
⑥	★物件の成約	★物件の賃貸や売買の契約手続きの仲介を行います。

注1:町は売買又は賃貸の仲介を行っていません。

空き家バンク制度では町と協定を結んでいる(一社)群馬県宅地建物取引業協会に仲介を依頼しています。(契約が成立すると仲介手数料がかかります。)

注2:この制度は町内にある空き家等の賃貸又は売買を希望する所有者から物件の提供を求め、町の「空き家バンク」へ登録した情報を提供するものです。

注3:本事業はみなかみ町への定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的として実施しているものです。

注4:「事業者」とは、一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会沼田支部に所属する会員のことです。また、「宅建協会の担当業者」とは、みなかみ町空き家バンク制度に事業者登録をしている業者のことです。

《お問い合わせ先》

〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地 みなかみ町役場総合政策課企画グループ
電話0278-25-5001 FAX : 0278-62-2291
メール : office-sousei@town.minakami.gunma.jp